平成２７年（フ）第１１６号
佐賀県武雄市山内町大字宮野91番地64
債務者　山口ゆかり
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第９５号
福島市森合字高野23番地の22　高野ＡＫハイツ105号
債務者　林　　舞
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第３号
神奈川県横須賀市坂本町２丁目２番地
債務者　新藤雄一郎
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１５９号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80番27―402号
債務者　井達　研一
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１６２号
神奈川県横須賀市汐入町３丁目１番地　むつみ荘１Ｆ１号　村井
債務者　森崎　敏明
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１６５号
神奈川県横須賀市武３丁目４番６号
債務者　平山　正明
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１７１号
神奈川県横須賀市浦上台２丁目29番１号　神旅ハイツ101
債務者　松橋　純子
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２６号
三重県南牟婁郡御浜町大字上市木1881番地２
債務者　榎本　純子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２７年（フ）第１６９号
広島県福山市神辺町字十九軒屋34番地６
債務者　渕上　　悟
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１７２号
広島県福山市南蔵王町５丁目14番43―301号　フレグランス蔵王
債務者　山下　三保
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第７６号
宮崎県北諸県郡三股町樺山5060番地６　コーポソレイユ202
債務者　徳重　龍治
1　決定年月日時　平成27年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第１３９号
青森県弘前市大字紙漉町10番地22　ホワイトレジデンス12号、旧住所千葉県八千代市八千代台東４丁目２番１号　エヴァーフラッツ東207号
債務者　對馬　裕二
1　決定年月日時　平成27年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

免責許可決定

平成２７年（フ）第１９号
鹿児島県枕崎市国見町379番地
破産者　中原　正幸
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第２０号
鹿児島県指宿市西方676番地１（市営道下団地　１）
破産者　篠原　良子
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第２１４号
北海道旭川市５条通23丁目2197番地　東永マンション１号棟Ｃ
破産者　丸山　昌男
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８３号
千葉県我孫子市中峠3067番地の２
破産者　松本由起子
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３０３号
千葉県松戸市小山52番地　エステート52―102号
破産者　田村　康弘
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３１４号
千葉県流山市古間木278番地の120
破産者　木村　陽子（旧姓神戸）
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３２７号
千葉県柏市豊四季352番地の７　マイキャッスル柏豊四季308号
破産者　土戸　　誠
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３３６号
千葉県野田市木間ケ瀬1547番地37
破産者　渡辺　匡美
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部